

## 令和 6 年度 千葉市桜木園の管理に関する年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、千葉市桜木園の管理について令和 3 年 1 月 25 日付けで締結した千葉市桜木園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和 6 年度における年次協定（以下「年次協定」という。）を締結する。

### （趣 旨）

第 1 条 この年次協定は、基本協定第 47 条第 3 項に基づき、甲が乙に対して支払う千葉市桜木園の指定管理料の金額及び支払方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （期 間）

第 2 条 この年次協定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### （指定管理料）

第 3 条 この年次協定で甲が乙に対して支払う指定管理料の額は、713,199,000 円とし、甲は乙の請求に基づき別紙「令和 6 年度 千葉市桜木園指定管理料内訳書」のとおりに概算払で支払うものとする。

### （疑義等の決定）

第 4 条 この年次協定の扱いについて疑義が生じたとき及びこの年次協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この年次協定の成立を証明するため本書 2 通を作成し、甲乙が双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

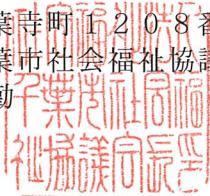
甲：

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一



乙：

千葉市中央区千葉寺町 208 番地 2  
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会  
会長 初芝 勤



令和6年度 千葉市桜木園指定管理料内訳書

(単位：円)

施設名 \ 支払時期	第1回 (4月支払)	第2回 (5月支払)	第3回 (7月支払)	第4回 (10月支払)	第5回 (1月支払)	計
入所	52,180,000	126,302,000	134,063,000	166,573,000	132,840,000	611,953,000
通所	8,402,000	20,189,000	22,345,000	27,411,000	22,894,000	101,241,000
合 計	60,582,000	146,491,000	156,408,000	193,984,000	155,734,000	713,199,000